

審 第 2 9 3 0 号  
答 申 第 5 5 5 号  
令 和 3 年 3 月 2 9 日

千葉県教育委員会教育長 澤 川 和 宏 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年8月27日付け教学指第850号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1102号

平成31年4月6日付けで審査請求人から提起された、平成31年3月29日付け教学指第1853号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成31年3月19日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例）第65号第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「2018年12月27日発の千葉県教育長澤川和宏宛、請願書『『沖縄修学旅行平和学習プリント回収、検閲』事件に関する、いくつかのいくつかの質問としての請願』に対しどのような回答があったのか？」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していなかった。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、平成31年3月29日付け教学指第1853号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年4月6日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が平成31年4月6日付けで提出した不服審査請求書には、不服審査請求書という題名、年月日、「千葉県教育委員会教育長澤川和宏様」、「千葉県教育庁教育振興部学習指導課教育課程室御中」、審査請求人の住所、氏名及び電話番号が記載され、さらに次のとおり記載されている。

「私が平成31日3月19日に情報公開を請求した請願書『沖縄修学旅行平和学習プリント回収、検閲』事件に関する、いくつかの質問としての請願」（受付番号866番）に対して、学習指導課教育課程室より、行政文書不開示決定通知書が送られてきました。この不開示の決定に不服を申し立て審査請求します。

担当の上記、教育課程室が不開示とした理由は以下の通りです。

「開示請求に係る行政文書を作成していないことから保有していないため。」

以下不服を申し述べます。

- 1、なぜ、行政文書を作成していないのか？（請願は回答を要求したものであるから、なぜ回答しないのか？という意味）
- 2、なぜ、保有していないのか？（廃棄したという意味か？廃棄したものであればなぜ廃棄したのか？）

私は日本国憲法第16条の請願権に従って請願を行ったのであって、今回の「不開示」という決定は憲法の本質をも踏みにじるものであると、強い不満と不信を抱きます。誠意ある回答をお願いします。」

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 本件決定の理由

教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と規定し、同条第2項は、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定している。

また、文部科学省初等中等教育局長は、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について（通知）（平成27年10月29日付け27文科初等第933号）（以下「933号通知」という。）を各都道府県教育委員会等に通知している。さらに、同局長は、学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）（平成27年3月4日付け26文科初等第1257号）（以下「1257号通知」という。）を同委員会等に通知している。

933号通知において、「政治的教養の教育に関する指導上の留意事項として、多様

な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるような様々な見解を提示することなどが重要であること。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること。」とされている。

1257号通知において、学校における補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項として、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。」とされている。

本件請求は、本件請求に係る行政文書開示請求書（平成31年3月19日付け受付866番）の記載から、審査請求人による修学旅行に係る事前の学習における不適切な補助教材の配布について、審査請求人が実施機関に質問した回答の行政文書を開示請求しているものと解釈できる。

当該配布は本件請求の約9か月前に行われ、当該請求書に記載された請願は当該請求書に記載された日付に行われたものである。

当該配布については、933号通知及び1257号通知に基づき、請求人の所属の千葉県立松戸高等学校から審査請求人に口頭で指導を繰り返し行ってきたものであり、この対応で十分と考えている。

また、当該質問については、上記の繰り返し行ってきた口頭による指導で実施機関の趣旨は審査請求人に伝わっていると考えており、文書による回答は行っていない。また、文書による回答を行う必要があると考えていない。したがって、本件請求の対象となる行政文書は保有していない。

## 2 弁明の内容

上記1のとおり、本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得しておらず、保有していない。したがって、審査請求人は千葉県情報公開条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次の

とおり判断する。

## 1 審査請求書について

(1) 審査請求人は、第3のとおり、実施機関に不服審査請求書という題名の文書を提出しているが、当該請求書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項第3号及び第5号に規定する審査請求に係る処分があったことを知った年月日並びに処分庁の教示の有無及びその内容について、記載されていない。

しかしながら、当該年月日は、同法第18条に規定する審査請求期間の起算日を特定するのに必要な事項であるところ、審査請求人は、本件決定から3か月以内に当該請求書を提出していることが認められることからすると、審査請求期間は満たされていると言える。

また、処分庁の教示の有無及びその内容は、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間等、適切な教示がされているかなどを判断するために必要な事項であるが、本件決定に係る通知書の写しを見分したところ、同法第82条第1項の規定による教示が適切にされていることが確認された。

そして、審査請求の趣旨で提出されたものであることは、当該請求書における記載の内容から理解できることから、当該請求書を審査請求書として取り扱うこととする。

(2) 実施機関は、令和元年6月19日付け教学指第561号及び同年7月18日付け教学指第719号で、審査請求人に補正を依頼し、これに対し審査請求人からは回答がなかったという事実が認められる。

しかしながら、上記のとおり、当該請求書は同法上の審査請求における必要的記載事項を欠くものであるから、実施機関としては、同法第23条の規定により補正すべきことを命じるべきであった。また、上記の当該請求書における未記載部分は、補正することが容易であると認められることをも考慮すると、審査請求人は補正の依頼に応じるべきであったとすることができる。

当審査会としては、本件については、当該請求書を審査請求書として取り扱うこととするが、今後は留意されたい。

## 2 本件決定の妥当性について

(1) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、平成30年12月27日付けで提出された請願書（以下「本件請願書」という。）に記載されている質問に対する回答文書（以下「本件対象文書」という。）を本件請求に係る対象文書として解した上で、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、不服審査請求書において、「なぜ、行政文書を作成していないのか？（請願は回答を要求したものであるから、なぜ回答しないのか？という意味）なぜ、保有していないのか？（廃棄したという意味か？廃棄したのであればなぜ廃棄したのか？）旨主張している。

(2) そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、次のとおり検討する。

ア 実施機関は、本件請願書を請願として受理しているが、千葉県教育委員会会議規則（昭和35年千葉県教育委員会規則第7号）第28条第2項の規定により、教育長は、提出された請願について、必要と認めるときは、教育委員会に報告しなければならないが、この場合は、同規則第29条の規定により、同規則第28条第2項の規定により報告のあった請願は、会議において採択又は不採択を決めるとされている。

当審査会が、千葉県のホームページを確認したところ、同ホームページに掲載されている千葉県教育委員会会議議事録には、平成31年3月6日に開催された平成30年度第13回会議において、教育長から、本件請願書の質問事項については、個別の質問事項であり、教育委員会の方向性を導くような内容ではなく、請願の可否としてお諮りしないこととしたと報告した旨が記載されている。

イ 当審査会が、事務局職員をして当該会議における報告の趣旨について実施機関に確認させたところ、本件請願書については、同規則第28条第2項の規定による報告を必要とする請願ではないと判断しており、こうした事案の取扱い上の慣例として、請願があった旨の事実を報告したとのことであった。

以上のことからすると、実施機関は当該報告をもって本件請願書に対する処理を終了しており、実施機関が回答文書を作成していないとしても不当とは言えない。

(3) したがって、本件対象文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められず、実施機関の本件決定は妥当である。

### 3 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 8月27日	諮問書の受付
令和 2年 8月26日	審議
令和 2年 9月25日	審議

(参考)

#### 千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)